

「独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領」の概要

独占禁止法の遵守の徹底に向け、県の発注する建設工事等の入札契約手続きにおいては、契約の相手方となる事業者の皆さんに「誓約書」の提出を求めることとしました。今後においては、「誓約書」の提出が契約するための必須条件となりますので、提出いただけない事業者の方とは契約することができません。詳細は要領によることとしますが、概要は以下のとおりです。

1. 対象とする工事や委託業務

- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサルタント業務などの委託業務

2. 対象とする工事等の発注の時期

- ・ 平成23年12月15日以降に、入札公告、指名通知を行うもの
- ・ 随意契約においては、平成23年12月15日以降に見積合わせ（当初から1者のみで行う場合を除く。）実施通知を行うもの

3. 誓約書の内容

要領の別記様式（誓約書）で提出していただくこととなりますが、誓約していただく内容は以下のとおりです。主旨が同じであっても、文面の変更は認められませんのでご注意ください。

（ 工事や委託業務の名称及び番号を記入 ）の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

後日、談合等の不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて高知県が行う指名停止、契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求その他のいかなる処置にも従います。

4. 誓約書の提出時期

- ・ 契約書の案の提出に併せて提出してください。
- ・ 共同企業体の場合は、構成企業ごとに1枚ずつ誓約書を作成し、まとめて提出してください。共同企業体としての誓約書は必要ありません。

5. 誓約書の提出がない場合の取扱い

- ・ 入札公告や指名通知、見積合わせ実施通知にあらかじめ明示しますが、落札者となっても誓約書が提出されない場合は、落札決定を辞退したものとみなします。
- ・ 誓約書を提出しない場合は、その理由をお聞かせください。
- ・ なお、誓約書を提出しないこと以外に落札決定を辞退する理由が認められないときは、このことを理由に指名停止措置は行いません。

6. その他

平成23年12月14日までに入札公告や指名通知等を行っているものについては、平成23年12月15日時点の状況によって、以下のように取扱います。

(1) 未契約のもの

- ・ 契約の締結にあたって、誓約書の提出をお願いしています。
- ・ 誓約書を提出しない場合は、その理由をお聞きかせください。

(2) 契約済みのもの（施工中の工事等を含む）

- ・ 誓約書の提出をお願いしています。
 - ・ 誓約書を提出しない場合は、その理由をお聞かせください。
- ※すでに工事等が終了し、検査に合格したものは含みません。